

## 広島市障害者基幹相談支援センター運營業務基本仕様書

### 1 件名

広島市障害者基幹相談支援センター運營業務

### 2 利用対象者

広島市内に居住する身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者及び障害児（以下「障害者等」という。）、障害者等の家族又は障害者等の介護を行う者、並びにこれらの者を支援する事業者・団体等とする。

なお、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との共同による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。

### 3 業務内容

本業務は、事業所設置区における障害者等に関する相談支援の中核的機関として、地域の相談支援の拠点としての役割を果たすものとし、必要に応じて障害福祉サービス事業者等と連携の上、次に定める業務を行う。

#### (1) 総合的な相談支援の実施

##### ア 障害種別を問わない相談支援

###### (ア) 一般的な総合相談

窓口又は電話若しくは訪問等により、障害者等及びその家族等からの生活上や療養上の相談等、以下に掲げる相談等について障害種別を問わず対応・支援する。

- ・ 障害福祉サービスや障害福祉制度、医療等の公的制度及び地域のボランティアやピアグループ等の非公的資源等に関する情報提供、申請や利用の助言・援助等
- ・ 就労支援施設や作業所等の紹介、福祉機器及び情報機器の利用助言、コミュニケーションの支援、住宅改修の助言等、社会資源の活用についての支援
- ・ 障害者等のニーズに応じ、身体・知的障害者更生相談所、児童相談所、職業安定所、医療機関、保健所等の専門機関の紹介

###### (イ) 権利擁護のために必要な援助

成年後見制度に関する情報提供及び制度利用のための関係機関との連絡調整等の支援を行う。

##### イ ケアマネジメント支援

計画相談支援又は障害児相談支援の給付を受けていない者に対し、サービス等利用計画の作成支援や障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所の利用に必要な支援・援助を行うとともに、必要に応じてケアマネジメント会議を主催する。

#### (2) 地域の相談支援体制の整備・充実に関すること

##### ア 相談支援事業者の人材育成

主に本業務実施区内の指定相談支援事業者等を対象として次の業務を行う。

###### (ア) 相談支援事業者等への専門的指導、助言

相談支援事業者等からの電話相談や窓口相談、相談支援専門員からの依頼に基づく同行訪問やケアマネジメント会議への出席、相談支援事業所への訪問指導等を行う。

- (イ) 相談支援従事者を対象とする研修の企画・運営  
障害者等の困難事例に関する事例検討や障害者相談支援の質の向上に資する研修会を、年6回以上開催する。
- イ 専門機関との連携強化の取組  
医療機関、高齢障害者や触法障害者の支援機関等との連携により専門職ネットワークを構築するため、ネットワーク会議や情報交換会、合同研修会等を年1回以上開催する。
- (3) 障害者虐待の防止・再発防止支援
  - ア 障害者虐待に至る可能性がある事例又は虐待が疑われる障害者等への予防的対応
  - イ 障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者等に対する再発防止に資する支援
- (4) 成年後見制度や障害者差別解消法の合理的配慮等についての普及・啓発  
障害福祉サービス事業者や民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、町内会等の地域団体等の関係団体に対して説明会や研修会を開催する等により周知する。
- (5) サービス等利用計画を使用した災害後の生活支援の運用及び避難行動要支援者避難制度への協力
- (6) 広島市障害者自立支援協議会の運営等
  - ア 広島市障害者自立支援協議会地域部会の運営  
本業務実施区において広島市障害者相談支援業務を実施する事業所と協力して、同区における障害等福祉に関する地域課題への対応策の検討や相談支援体制の充実に資する検討等を年6回以上実施する。
  - イ 広島市障害者自立支援協議会の企画・運営への協力  
広島市障害者自立支援協議会事務局の求めに応じ、ワーキング会議に参加する。
- (7) 地域生活支援拠点運営業務
  - ア 夜間・休日における切れ目のない連絡体制の確保  
事前登録者を対象として、切れ目のない連絡体制を確保する。
  - イ 緊急時の受入れ・対応体制の確保  
次のとおり緊急時の受入・対応体制の整備を行う。
    - (ア) 事前登録者に対する具体的な対応方法を記載した緊急対応プランを作成する。
    - (イ) 地域で生活する障害者のうち、日常的に養護を受けている介護者又は保護者が急病の場合や、単身世帯で医療処置が不要な程度に体調不良に陥った場合等に備え、事前登録者を対象とした以下の業務を行う。
      - a 短期入所等における緊急受入れ
      - b 医療機関への連絡等の必要な対応
      - c 短期入所等の体験利用の促進等
    - (ウ) 事前登録者に関係する機関や事業者等と連携し、登録者の障害や状況に応じた支援を行う機関に確実に繋ぐ仕組みづくりを行う。
  - ウ 地域住民等による障害者支援体制の整備
    - (ア) 個々の障害者の地域生活を支援するため、地域体制整備コーディネーターを中心として、民生委員児童委員や地区社会福祉協議会及び町内会等と障害者との橋渡しを行う。
    - (イ) 上記(ア)の個別の取組の積み重ねにより構築される地域団体等との信頼関係を活かし、地域で孤立している障害者の把握や支援に繋げていくとともに、個別事例の対応で培っ

た支援方法等を参考にして、地域住民等による障害者の支援・見守り体制の構築、必要な資源開発を促進する。

エ 広島市障害者自立支援協議会地域部会における検討等

上記アからウの業務を実施するに当たり、当該区における地域性や地域資源の状況等に対応するため、広島市\_\_\_\_区障害者相談支援事業所と協力して、広島市障害者自立支援協議会\_\_\_\_区地域部会において、具体的な実施方法等について検討する。

また、これらの業務で得られた成果及び課題等については、適宜、広島市障害者自立支援協議会及び各区地域部会へ情報提供するなど、他区の広島市障害者基幹相談支援センター等と連携をとること。

(8) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制への参画の取組

ア 区ネットワーク会議等における複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の情報の共有や必要な支援体制の検討

イ 相談支援包括化推進員等が開催する重層的支援会議で整理された地域の支援機関の役割分担に基づく対応、他の支援機関との連携・協働による支援の提供

ウ 地域づくり事業により構築される地域のネットワークとの連携

4 委託業務の実施体制

委託業務の実施時間は、年末年始、祝日を除く、月曜日～金曜日までの午前8時30分～午後5時15分までを基本とするが、上記3(7)アに掲げる業務については、以下の日時に実施すること。

(1) 平日：月曜日～金曜日（17時15分～翌日8時30分まで）

(2) 休日：年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）、祝祭日、土曜日、日曜日

5 職員配置等

(1) 職員配置

ア 受注者は、委託業務を実施するため、相応の経験\*を有する相談支援専門員2名を常勤専従で配置すること。

\*相応の経験：障害分野における相談支援業務の経験を、8年以上有することが目安

イ 受注者は、上記アに掲げる職員とは別に、相応の専門性を有し、地域で暮らす障害者に対応できる相応の実務経験を有する者1名を地域体制整備コーディネーターとして配置すること。なお、地域体制整備コーディネーターについては、資格の有無、実務経験は問わない。

ウ 広島市委託契約約款第8条に定める現場責任者1人を選任すること。なお、現場責任者については、原則として、上記アに掲げる相談支援専門員を兼ねることはできないものとする。

(2) 受注者は、発注者が別途指示する場合において、上記(1)アに掲げる相談支援専門員のうち1名に、主任相談支援専門員の養成に係る研修を受講させなければならない。

(3) 受注者は、(1)に掲げる相談支援専門員の他、委託業務を実施するために必要な職員を配置することができる。

(4) 委託業務に従事する職員は、あらゆる機会をとらえ相談支援技術の向上を図るための自己

研鑽に努めること。

## 6 事業実施に係る設備等

本業務を実施するに当たり、受注者は以下に定める設備等を整備しなければならない。

- (1) 特定相談支援事業者等の名称に加え、「広島市\_\_\_\_区障害者基幹相談支援センター」の名称を冠すること。
- (2) 本業務専用の電話回線、電子メールアドレスを使用すること。

## 7 委託業務実施報告書等の提出

- (1) 実施した委託業務については、発注者が別に定める報告様式により、四半期毎に報告するものとする。(報告は四半期毎の翌月15日までに報告するものとする。ただし、第4四半期分については、3月31日までに報告するものとする。)

また、受注者は、発注者が指定する事業実施報告書を、令和7年3月31日までに提出するものとする。

- (2) 3(7)イに掲げる業務において、緊急短期入所受入加算に該当する受入調整を行った際は、発注者が別に定める報告様式により14日以内に報告し、発注者経由で受入施設へ対し手数料10,000円(1回あたり)を支払う。

## 8 明確な経理

受注者は、本業務に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。

## 9 委託料の精算

受注者は、広島市委託契約約款第13条第2項に定める精算については、発注者が指定する精算書により行うものとする。

## 10 その他

- (1) 受注者は、別途、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び同法律第51条の17第1項第1号に規定する特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の28に規定する障害児相談支援事業者(以下「指定特定相談支援事業者等」という。)の指定を受け、当該指定事業所内に、指定特定相談支援事業者等の業務を行う職員とは別に、上記5(1)アに掲げる相談支援専門員及び上記5(1)イに掲げる地域体制整備コーディネーターを配置すること。
- (2) 委託業務に従事する相談支援専門員は、原則として指定特定相談支援事業所等の委託業務外の業務を行うことはできない。
- (3) 受注者は、上記5(1)及び(2)に掲げる職員のみでは、委託業務の実施が困難であると認める場合は、受注者が運営する指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の職員等と連携して対応させるなど、委託業務の適切な履行に努めなければならない。
- (4) 受注者は、本業務を履行する上で知り得た情報に関して、次の事項を遵守すること。
  - ア 委託業務を行うに当たっては、広島市情報セキュリティポリシー(平成15年7月30日制定)を遵守した情報セキュリティ対策を実施しなければならない。また、従業員に周

知徹底させなければならない。

イ 本業務に関し知り得た情報について、その秘密を厳守し第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。

ウ 受注者の従業員及び従業員であった者は、本業務の履行に関して知り得た情報を契約期間はもとより、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏らしてはならない。

(5) 受注者は、上記5(1)に掲げる相談支援専門員及び現場責任者の欠員や変更、指定一般相談支援事業者等の所在地の変更があった場合（見込みを含む。）の委託契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

(6) 受注者は、契約期間満了に伴い委託業務を終了するとき、又はその他の理由により委託業務を終了するときは、終了日の6か月以上前に発注者へ申し出るとともに、委託業務を終了するまでの1か月間において、委託業務を確実に引継ぐための必要な措置を講じなければならない。

(7) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。